

## 令和8年度・9年度 山添村建設工事等入札参加資格審査申請要領

令和8年度・9年度において、山添村が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント等、役務・物品供給の競争入札に参加しようとされる方は、下記の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

1. 申請資格 **奈良県内・伊賀市・名張市に、本店若しくは営業所を有する者、又は過去5年以内（令和3年度～令和7年度）に山添村と契約実績のある者。**

2. 欠格要件：以下の事項に該当する方は、入札参加資格を得ることができません。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

（2）令和6年度の国税・地方税（法人税にあっては、入札参加資格審査申請時において令和6年度分が確定していない場合は、令和5年度分）を完納していない者。

（3）次のいずれかに該当する事由があると認められる者

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である。

イ 暴力団又は暴力団員が經營に実質的に関与している。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

（4）本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

3. 受付期間 **令和8年2月2日（月）から同月27日（金）まで**  
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

4. 受付場所 山添村役場 農林建設課  
<問い合わせ先> Tel.0743-85-0046（直通）

5. 申請方法 **郵送のみ（2月27日に必着）。**  
申請書類はヒモ綴じかクリップとめとします（ファイル綴じは不要）。

なお、受付表や不受理決定通知等を送付するため、110円切手貼付の返送用封筒を必ず同封してください。

6. 登録有効期間 2年間（令和8・9年度）

7. その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、農林建設課に変更届を提出してください。
- (3) 提出書類はA4判サイズとします。所定の様式はありません（国土交通省や奈良県様式等を参考に作成してください）。
- (4) 特に、建設工事において経営事項審査結果通知書の写しがない場合は、一切受付をしませんので注意してください。
- (5) 過去5年度（令和3年度～令和7年度）以内に本村との契約実績がある場合は、契約書の写しを提出してください（条件地内に本店若しくは営業所を有する場合は提出不要）。

8. 提出書類 次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

尚、不受理と決定した提出書類については、返還いたしません。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者

<村内業者>

- 1) 申請書（奈良県の様式に準じる）
- 2) 経営事項審査結果通知書（写し）
  - ・令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間を審査基準日とする審査を受けているもの
- 3) 工事経歴書（経営事項審査申請時の書類の写し）
- 4) 技術職員名簿（経営事項審査申請時の書類の写し）
- 5) 建設業許可証明書（写し）
- 6) 監理技術者資格者証（写し）
- 7) 技術資格者証（写し）
- 8) 印鑑証明書（写しでも可）
- 9) 使用印鑑届（原本）
- 10) 納税証明書（写し）（国税、県・村民税）（直前年度決算分）
- 11) 消費税及び地方消費税に未納がない証明書（発行後3ヶ月以内のもの）  
(国税通則法施行規則別紙第8号様式その3／免税業者であっても要提出／写し可)

<村外業者>

- 1) 申請書（国土交通省、奈良県の様式に準じる）
- 2) 委任状（支店等に権限を委任する場合）
- 3) 営業所一覧表
- 4) 経営事項審査結果通知書（写し）
  - ・令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間を審査基準日とする審査を受けているもの
- 5) 工事経歴書（経営事項審査申請時の書類の写し）
- 6) 技術職員名簿（経営事項審査申請時の書類の写し）
- 7) 建設業許可証明書（写し）
- 8) 商業登記簿謄本（写し）（法人のみ）
- 9) 印鑑証明書（写し可）
- 10) 使用印鑑届（原本）
- 11) 納税証明書（写し）（国税、県・市町村民税）（直前年度決算分）
- 12) 消費税及び地方消費税に未納がない証明書（発行後3ヶ月以内のもの）  
(国税通則法施行規則別紙第8号様式その3／免税業者であっても要提出／写し可)

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規定による登録業者）
2. 測量業者（測量法による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法による登録業者）
4. 地質調査業者（地質調査業者登録規定による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規定による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

- 1) 申請書（国土交通省の様式に準じる）
- 2) 営業所一覧表
- 3) 測量等実績調書
- 4) 技術職員名簿又は技術者経歴書
- 5) 登録証明書（写し）
- 6) 財務諸表
- 7) 納税証明書（写し）（国税、県・市町村民税）（直前年度決算分）
- 8) 委任状（支店等に権限を委任する場合）
- 9) 印鑑証明書（写し可）
- 10) 使用印鑑届（原本）
- 11) 消費税及び地方消費税に未納がない証明書（発行後3ヶ月以内のもの）  
(国税通則法施行規則別紙第8号様式その3／免税業者であっても要提出／写し可)

(3) 役務・物品供給業者

- 1) 申請書
- 2) 委任状（支店等に権限を委任する場合）
- 3) 営業所一覧表
- 4) 取扱品目一覧表
- 5) 業務登録証、許可証、技術資格者証（写し）
- 6) 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先実績）、経営規模（自己資本額・職員数・営業年数）等のわかる書類
- 7) 商業登記簿謄本の写し（法人のみ）
- 8) 印鑑証明書（写し可）
- 9) 使用印鑑届（原本）
- 10) 納税証明書（写し）（国税、県・市町村民税）（直前年度決算分）
- 11) 消費税及び地方消費税に未納がない証明書（発行後3ヶ月以内のもの）  
(国税通則法施行規則別紙第8号様式その3／免税業者であっても要提出／写し可)